

Health

健康サポート

【問合せ先】各記事中の問合せ先にお問い合わせください



■後期高齢者医療制度利用者へ
年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施しています。

対象者には、4月下旬に受診票を送付しています。まだ受診していない人は、実施医療機関で予約の上、受診してください。

【受診期限】平成28年3月31日

【受診場所】受診票に同封されている一覧表でご確認ください

【必要な物】

○被保険者証(保険証)

○受診票

○500円(自己負担金)

【その他】受診票や受診場所の一覧表が手元にない場合はお問い合わせください。生活習慣病(糖尿病、高血圧症など)で治療中の方は受診の対象となります

【問合せ先】福岡県後期高齢者医療広域連合

☎092・651・3111

■高齢者インフルエンザ
予防接種助成

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することにより起こる病気です。

症状は、普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴で、気管支炎や肺炎などと合併し、より重症化するのも特徴の一つです。特に65歳以上の高齢者や慢性疾患者の死亡率が高くなる点でも普通の風邪とは異なります。

流行前に予防接種を受けて、インフルエンザを予防しましょう。

【ワクチンが変更されます】

平成27年度から、インフルエンザワクチンがこれまでの3価ワクチンから4価ワクチンに変わり、これまでよりも多くのウイルスタイプに効果が期待されます。また、ワクチン単価や自己負担額も変更されます。

【ワクチンに関する問合せ先】

健康福祉課 健康推進係

(総合福祉センター「ひまわりの里」)

☎65・0001

【非課税世帯証明書に関する問合せ先】

税務課 税務係

☎65・1076

<高齢者インフルエンザ予防接種助成>

対象 (①②のいずれかに該当する人)	①町内に住民登録をしていて、接種日現在65歳以上の人 ②60歳以上65歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や免疫機能に身体障害手帳1級程度の障害がある人
助成期間	10月1日(木)~12月30日(水)
接種場所	福岡県内の受託医療機関
接種料金	1,400円(免除あり)
必要な物	住所や年齢が確認できるもの(保険証など)

<接種料金の免除について>

接種料金免除対象者	必要な書類
生活保護世帯 (世帯全員が該当する場合のみ)	診療依頼書
住民税非課税世帯 (世帯全員が該当する場合のみ)	非課税世帯証明書(※)

※非課税世帯証明書について

【発行場所】税務課

【費用】無料

【必要な物】

- 本人および本人以外の同一世帯の人
 - 窓口に来る人の身分証明書(健康保険証など)
 - 印鑑
- 同一世帯以外の人
 - 窓口に来る人の身分証明書(健康保険証など)
 - 印鑑
 - 委任状